

令和 7 年 安曇野市議会

12月定例会 条例案

条例改正等の趣旨・新旧対照表

条例改正等の趣旨

議案	件名	所管課	趣旨
第 100 号	地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例	総務課	地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令が公布され、附則に定める施行の日から施行されることに伴い、当市の条例において条項ずれが生じることから、次に掲げる条例について所要の改正を行うもの (1) 安曇野市水道事業の設置に関する条例 (2) 安曇野市監査委員条例 (3) 安曇野市下水道事業の設置等に関する条例 (4) 安曇野市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
第 101 号	安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例	スポーツ推進課	・安曇野市マウンテンバイクコースに係る管理経費の増加に伴い、使用料を引き上げるもの ・その他字句体裁の整理を行うもの
第 102 号	安曇野市の適正な土地利用に関する条例の一部を改正する条例	都市計画課	・5年に1度の土地利用制度の見直しに伴い、市民アンケートの結果や運用上の課題を精査し、必要な改正を行うもの 【開発事業に関する主な改正】 (1) 災害危険区域等における開発事業の実施を原則として禁止する。 (2) 都市計画決定に即して行う開発事業等を基本計画に整合するものに位置付ける。 【手続きに関する主な改正】 (1) 空き建物利用の特定開発事業について、審議会の意見聴取を省略可能とする。 (2) 条例手続きに期限を設定し、提案から申請を1年以内に行うことを原則とする。 (3) 事業承認後、工事未着手の案件に対する対応を追加するとともに、長期未着手の案件の事業承認の取消しを可能とする (4) 基本計画等の案に対し、市民が意見書を提出できる期間を拡充する。

			(5) 事業承認の条件に、審議会の意見聴取を踏まえた助言や指導に対する措置を講じることを追加する。 (6) 開発提案等の取下げに係る規定を新たに追加する。 (7) 特定開発事業の認定を得た開発事業を事業者都合により変更する場合に課す手続きを見直す。 ・その他字句体裁及び体系の整理を行うもの
第 103 号	安曇野市都市計画法第 33 条第 3 項の規定に基づく開発行為に係る制限の強化・緩和に関する条例	都市計画課	主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（宅地分譲）に際して設置される公共空地について、活用見込みが低い（狭小、不整形等）土地が造成される傾向にあることから、居住者、開発事業者及び行政にとって有益な基準を設定するため、都市計画法第 33 条第 3 項の規定に基づき、同法の制限（技術的細目）を強化し、又は緩和する条例を新たに制定するもの
第 104 号	安曇野市郷土資料館条例の一部を改正する条例	文化課	・条例の名称を「安曇野市穂高郷土資料館条例」に改正するもの ・開館時間を改正するもの ・利用等の許可に係る条文を追加するもの ・その他字句体裁の整理を行うもの
第 105 号	児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	こども園幼稚園課	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設され、及び国家戦略特区内に限り認められていた地域限定保育士制度が一般制度化された。また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行により、乳幼児健康診査を保育所等における健康診断の代替とすることが可能となったことから、次に掲げる条例について所要の改正を行うもの (1) 安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (2) 安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (3) 安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

第 106 号	安曇野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	こども園幼稚園課	令和 8 年度からこども誰でも通園制度（児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業）が全国の自治体において本格実施となる。同法第 34 条の 16 第 1 項及び第 2 項により、市は、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準について、内閣府令で定める基準（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）に従い、又は参酌して条例で定めなければならないことから、新たに条例を制定するもの
第 107 号	安曇野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	こども園幼稚園課	令和 8 年度からこども誰でも通園制度（児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業）が実施されるに当たり、乳児等通園支援事業を行う事業者が、子ども・子育て支援法による乳児等のための支援給付を受けるため、市から同法に基づく確認を受けなければならない。この確認の基準は、内閣府令で定める基準（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）に従い、又は参酌して条例で定めなければならないことから、新たに条例を制定するもの

議案第100号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

○地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

第1条改正 安曇野市水道事業の設置に関する条例（平成17年安曇野市条例第248号）

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

第2条改正 安曇野市監査委員条例（平成17年安曇野市条例第276号）

改正後	改正前
（請求又は要求による監査） 第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、<u>第243条の2の9第3項</u>（地方公営企業法第34条を含む。）又は地方公営企業法第27条の2第1項の規定により監査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して14日以内に監査に着手しなければならない。 （職員の賠償責任の監査） 第11条 法<u>第243条の2の9第3項</u>（地方公営企業法第34条を含む。）の規定による監査を求められたときは、30日以内に意見を付けて市長に通知しなければならない。	（請求又は要求による監査） 第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、<u>第243条の2の8第3項</u>（地方公営企業法第34条を含む。）又は地方公営企業法第27条の2第1項の規定により監査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して14日以内に監査に着手しなければならない。 （職員の賠償責任の監査） 第11条 法<u>第243条の2の8第3項</u>（地方公営企業法第34条を含む。）の規定による監査を求められたときは、30日以内に意見を付けて市長に通知しなければならない。

第 3 条 改正 安曇野市下水道事業の設置等に関する条例（平成27年安曇野市条例第61号）

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第 6 条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第 6 条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

第 4 条 改正 安曇野市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 6 年安曇野市条例第 3 号）

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定により、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任の一部免責） 第 2 条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。 （1）～（4） （略）	（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定により、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任の一部免責） 第 2 条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。 （1）～（4） （略）

議案第101号 安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例

○安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）

改正後	改正前
(安曇野市マウンテンバイクコースの利用制限) 第6条の2 体育施設のうち安曇野市マウンテンバイクコース（以下「マウンテンバイクコース」という。）を利用する場合において走行に用いることができる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第11号の2に規定する自転車であつて、次の<u>各号</u>のいずれにも該当するものに限る。 （1） オフロード走行用に耐えうる車両であること。 （2） 必要な整備が行われた車両であること。 2 （略） (使用料の還付) 第11条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の<u>各号</u>のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 （1） 利用許可を受けた者の責めでない理由により利用できなくなったとき。 （2） 利用を開始する前6日までに利用許可（変更に係るものに限る。）があつたとき、又は第8条の規定による中止の届出があつたとき。 （3） 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。 (利用許可の取消し) 第15条 市長等は、利用許可を受けた者が次の<u>各号</u>のいずれかに該当したときは、利用許可を取り消すことができる。 （1） 第7条第2項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。 （2） 第7条第4項の規定により付した条件に違反したとき。 （3） この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。 （4） 天候の急変その他の事情により、利用者の安全が確保できないおそれがあるとき（マウンテンバイクコースに限る。）。) （5） 前各号に掲げるもののほか、市長等が特に不適当と認めたとき。 2・3 （略） 別表第2（第5条、第6条、第7条、第9条、第12条関係） 2 安曇野市穂高地域体育施設	(安曇野市マウンテンバイクコースの利用制限) 第6条の2 体育施設のうち安曇野市マウンテンバイクコース（以下「マウンテンバイクコース」という。）を利用する場合において走行に用いることができる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第11号の2に規定する自転車であつて、次のいずれにも該当するものに限る。 （1） オフロード走行用に耐えうる車両であること。 （2） 必要な整備が行われた車両であること。 2 （略） (使用料の還付) 第11条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 （1） 利用許可を受けた者の責めでない理由により利用できなくなったとき。 （2） 利用を開始する前6日までに利用許可（変更に係るものに限る。）があつたとき、又は第8条の規定による中止の届出があつたとき。 （3） 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。 (利用許可の取消し) 第15条 市長等は、利用許可を受けた者が次のいずれかに該当したときは、利用許可を取り消すことができる。 （1） 第7条第2項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。 （2） 第7条第4項の規定により付した条件に違反したとき。 （3） この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。 （4） 天候の急変その他の事情により、利用者の安全が確保できないおそれがあるとき（マウンテンバイクコースに限る。）。) （5） 前各号に掲げるもののほか、市長等が特に不適当と認めたとき。 2・3 （略） 別表第2（第5条、第6条、第7条、第9条、第12条関係） 2 安曇野市穂高地域体育施設

改正後

(単位：１時間当たり　円)

区分及び利用時間		使用料				休場日	
		A	B	C	D		
<u>穂高総合体育館</u>	(略)					(略)	
	<u>柔剣道場</u> 午前９時から 午後９時30分 まで	全面	400	800	1,200		4,000
	(略)						
<u>牧体育館</u>	(略)						
(略)							
(略)							
備考							
１ 施設を専用しない場合の個人利用（穂高総合体育館アリーナ、 <u>柔剣道場</u> 、卓球室、フィットネスルーム及びプレイルーム並びに牧体育館アリーナに限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。							
２ 使用料の区分 A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合							
３ 利用時間に１時間未満の端数があるときは、１時間として計算する。							

改正前

(単位：１時間当たり　円)

区分及び利用時間		使用料				休場日	
		A	B	C	D		
<u>安曇野市穂高総合体育館</u>	(略)					(略)	
	<u>柔剣道室</u> 午前９時から 午後９時30分 まで	全面	400	800	1,200		4,000
<u>安曇野市牧体育館</u>	(略)						
(略)							
(略)							
備考							
１ 施設を専用しない場合の個人利用（穂高総合体育館アリーナ、 <u>柔剣道場室</u> 、卓球室、フィットネスルーム及びプレイルーム並びに牧体育館アリーナに限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。							
２ 使用料の区分 A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合							
３ 利用時間に１時間未満の端数があるときは、１時間として計算する。							

改正後						改正前					
6 安曇野市マウンテンバイクコース						6 安曇野市マウンテンバイクコース					
区分	単位	使用料 (円)	利用時間	利用期 間	休場日	区分	単位	使用料 (円)	利用時間	利用期 間	休場日
個人利用	1人1日につき	<u>1,000</u>	4月20日から <u>9月30日</u> までは、午前9時から午後4時まで 10月及び11月は、午前9時から午後3時30分まで	4月20日から11月30日まで	月曜日、火曜日及び木曜日 管理上支障があると認められるとき。	個人利用	1人1日につき	<u>200</u>	4月20日から <u>9月</u> までは、午前9時から午後4時まで 10月及び11月は、午前9時から午後3時30分まで	4月20日から11月30日まで	月曜日、火曜日及び木曜日 管理上支障があると認められるとき。
専用利用	1回1日につき	20,000				専用利用	1回1日につき	20,000			
レンタルバイク	1台1時間につき	<u>1,200</u>				レンタルバイク	1台1時間につき	<u>300</u>			
ヘルメット	<u>1人1日につき</u>	<u>200</u>				ヘルメット	二	<u>無料</u>			
備考 1 休場日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日に該当するときは、当該日は開場するものとする。 2 <u>市内に住所を有する未就学児、小学生、中学生若しくは高校生（中等教育学校の後期課程等に在学する者を含む。）又は市内の小学校、中学校若しくは高等学校に在学する者は、レンタルバイクの使用料を1台1時間につき300円、ヘルメットの使用料を無料とする。</u>						備考 休場日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日に該当するときは、当該日は開場するものとする。					

議案第102号 安曇野市の適正な土地利用に関する条例の一部を改正する条例

○安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成22年安曇野市条例第28号）

改正後	改正前
目次 <u>前文</u> （略） 第3章 （略） （略） 第2節 開発事業の完了検査（第28条—<u>第37条の2</u>） （略） （略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（7） （略） <u>（8）専用住宅 建築基準法別表第2（い）項第1号に規定する住宅をいう。</u> 2 （略） （土地についての基本理念） 第3条 土地は、現在及び将来における市の限られた貴重な資源であること、市内の諸活動にとって不可欠な基盤であること、その価値が主として人口及び産業の動向、社会資本の整備状況その他の社会的経済的条件により変動するものであること、個々の土地利用が密接に関係し合い、全体としてのまちづくりに影響を及ぼすものであること等、公共の利害に関係する特性を有していることに<u>鑑み</u>、土地利用については、公共の福祉を優先させるものとする。 2・3 （略） （基本計画の策定） 第7条 （略） 2 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくその旨を告示し、基本計画の図書又はその写しを公表するものとする。 3 基本計画は、前項の規定による<u>告示で定める日</u>から、その効力を生じるものとする。	目次 （略） 第3章 （略） （略） 第2節 開発事業の完了検査（第28条—<u>第37条</u>） （略） （略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（7） （略） 2 （略） （土地についての基本理念） 第3条 土地は、現在及び将来における市の限られた貴重な資源であること、市内の諸活動にとって不可欠な基盤であること、その価値が主として人口及び産業の動向、社会資本の整備状況その他の社会的経済的条件により変動するものであること、個々の土地利用が密接に関係し合い、全体としてのまちづくりに影響を及ぼすものであること等、公共の利害に関係する特性を有していることに<u>かんがみ</u>、土地利用については、公共の福祉を優先させるものとする。 2・3 （略） （基本計画の策定） 第7条 （略） 2 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくその旨を告示し、基本計画の図書又はその写しを公表するものとする。 3 基本計画は、前項の規定による<u>告示の日</u>から、その効力を生じるものとする。

改正後	改正前
(基本計画の案の策定) 第10条 (略) 2 市長は、基本計画の案を作成したときは、その旨を告示し、告示の日の翌日から起算して28日間、公衆の縦覧に供するものとする。 3 市民等その他利害関係人は、前項の<u>規定による縦覧期間満了の日の翌日までに、基本計画の案に対する意見書を市長に提出</u>することができる。 4・5 (略) (地区土地利用計画の策定) 第12条 市長は、規則で定める規模以上の一団の土地で、一体として計画的な利用を図ることがふさわしい区域について、議会の議決を経て、当該区域における土地利用の計画（以下「地区土地利用計画」という。）を定めることができる。 2・3 (略) (地区土地利用計画の内容) 第13条 市長は、地区土地利用計画に、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) <u>当該計画の対象となる区域（以下「地区」という。）の範囲</u> <u>(2) 当該計画の目標</u> <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) 2～4 (略) (地区土地利用計画の案の作成) 第14条 市長は、地区土地利用計画の案を作成しようとするときは、その旨を告示し、告示の日の翌日から起算して14日間、公衆の縦覧に供するものとする。 2 (略) 3 市民等その他利害関係人は、第1項の<u>規定による縦覧期間満了の日までに、地区土地利用計画の案に対する意見書を市長に提出</u>することができる。	(基本計画の案の策定) 第10条 (略) 2 市長は、基本計画の案を作成したときは、その旨を告示し、告示の日の翌日から起算して28日間、公衆の縦覧に供するものとする。 3 市民等その他利害関係人は、前項の<u>告示があったときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して7日以内に、基本計画の案について、市長に意見書を提出</u>することができる。 4・5 (略) (地区土地利用計画の策定) 第12条 市長は、規則で定める規模以上の一団の土地で、一体として計画的な利用を図ることがふさわしい区域について、議会の議決を経て、当該区域における土地利用の計画（以下「地区土地利用計画」という。）を定めることができる。 2・3 (略) (地区土地利用計画の内容) 第13条 市長は、地区土地利用計画の<u>対象となる区域（以下「地区」という。）</u>に、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) <u>地区の土地</u>の範囲 <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) 2～4 (略) (地区土地利用計画の案の作成) 第14条 市長は、地区土地利用計画の案を作成しようとするときは、その旨を告示し、告示の日の翌日から起算して14日間、公衆の縦覧に供するものとする。 2 (略) 3 市民等その他利害関係人は、第1項の<u>告示があったときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して7日以内に、地区土地利用計画の案について、市長に意見書を提出</u>することができる。

改正後	改正前
4・5 (略) 6 <u>市長は、地区土地利用計画の案を作成しようとするときは、地区土地利用計画の案の対象となる区域内の土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下同じ。）の所有権又は借地権を有する者の3分の2以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。次条第2項第3号において同じ。）を得なければならない。ただし、次条第4項の規定に基づいてその案を作成したときは、この限りでない。</u> (地区土地利用計画の案の作成の提案) 第15条 市民等は、<u>第12条第1項に規定する</u>区域について、市長に対し、地区土地利用計画の案を作成することを提案することができる。 2～6 (略) (基本計画との整合) 第17条 開発事業は、基本計画（地区土地利用計画が定められた区域にあつては、地区土地利用計画。以下同じ。）と整合するものでなければならない。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当する開発事業</u>については、この限りでない。 (1) <u>既存敷地の拡張を目的とする開発事業であつて、規則で定めるもの</u> (2) <u>通常管理行為、軽易な行為その他特定の行為として行う開発事業であつて、規則で定めるもの</u> (3) <u>非常災害のため必要な応急措置として行う開発事業</u> (4) <u>法第11条第1項の規定により都市計画に定めた同項各号に掲げる施設に係る開発事業</u> (5) <u>法第12条第1項の規定により都市計画に定めた同項各号に掲げる事業に係る開発事業</u> (6) <u>法第12条の4の規定に基づく地区計画等に即して行う開発事業</u> (7) <u>土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の認定を受けて実施する開発事業</u>	4・5 (略) 6 <u>地区土地利用計画</u>の案の対象となる区域内の土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下同じ。）<u>について、</u>所有権又は借地権を有する者の3分の2以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。次条第2項第3号において同じ。）を得なければならない。ただし、次条第4項の規定に基づいてその案を作成したときは、この限りでない。 (地区土地利用計画の案の作成の提案) 第15条 市民等は、<u>規則で定める規模以上の一団の土地で、一体として計画的な利用を図ることがふさわしい</u>区域について、市長に対し、地区土地利用計画の案を作成することを提案することができる。 2～6 (略) (基本計画との整合) 第17条 開発事業は、基本計画（地区土地利用計画が定められた区域にあつては、地区土地利用計画。以下同じ。）と整合するものでなければならない。ただし、<u>非常災害のため必要な応急措置として行う開発事業又は既存施設の変更等を目的として行う開発事業であつて、規則で定めるもの</u>については、この限りでない。 2 <u>次の各号のいずれかに該当する開発事業は、基本計画に整合するものとみなす。</u>

改正後	改正前
(開発事業の案の提出等) 第18条 開発事業者は、開発事業に着手する前に、当該開発事業について市長に申請し、承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請（以下「承認申請」という。）を行おうとする開発事業者は、規則で定めるところにより、開発事業の案を市長に提出しなければならない。 3～5 (略) <u>6 開発事業者は、承認申請の前に第2項の開発事業の案を取り下げるときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u> <u>7 開発事業者が第2項の開発事業の案を提出した日から起算して1年を経過する日までに承認申請を行わなかったときは、前項の規定による届出があったものとみなす。ただし、期間内に承認申請できないことについてやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。</u> (開発事業の案の説明等) 第20条 (略) <u>2 市長は、前項の規定により説明会の開催を求められた場合であって、適正かつ合理的な土地利用を図る観点から説明会の開催が必要と判断したときは、開発事業者に対し、説明会の開催を求める旨を通知するものとする。</u> <u>3 開発事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後に、規則で定めるところにより、説明会を開催し、当該開発事業に係る正確な情報を提供し、市民等の意見及び要望を聴かなければならない。</u> (1) <u>開発事業（次に掲げるものを除く。）が規則で定める場合に該当するとき 前条の標識設置の日の翌日から原則として14日</u> ア <u>第47条第1項の規定による事業認定を受けた開発事業（第26条第1項の規定に</u>	(1) <u>第47条第1項の規定による事業認定を受けた開発事業</u> (2) <u>まちづくりの目標像及び基本方針を踏まえて策定された法第12条の4の規定に基づく地区計画等に即して行う開発事業</u> (3) <u>通常の管理行為、軽易な行為その他特定の行為として行う開発事業であって、規則で定めるもの</u> (開発事業の案の提出等) 第18条 開発事業者は、開発事業に着手する前に、当該開発事業について市長に申請し、承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請（以下「承認申請」という。）を行おうとする開発事業者は、規則で定めるところにより、開発事業の案を市長に提出しなければならない。 3～5 (略) (開発事業の案の説明等) 第20条 (略) <u>2 開発事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、標識を設置した日の翌日から原則として14日を経過した日以後に、規則で定めるところにより、説明会を開催し、当該開発事業に係る正確な情報を提供し、市民等の意見及び要望を聴かなければならない。</u> (1) <u>開発事業（第47条第1項の規定による事業認定を受けた開発事業及び戸建住宅を建築する開発事業であって、宅地分譲を伴わないものは除く。）が規則で定める規模以上であるとき。</u>

改正後	改正前
<u>より事業承認に係る開発事業の内容を変更する場合を除く。）</u> <u>イ 宅地分譲を伴わずに専用住宅を建築する開発事業</u> <u>(2) 前項の規定による通知を受けたとき 当該通知を受けた日から原則として14日</u> <u>4</u> 開発事業者は、前項の説明会を開催したときは、速やかに当該説明会の内容（複数回開催したときは、その全ての内容）を記載した報告書を市長に提出しなければならない。 <u>5</u> 市長は、前項の報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに当該報告書の写しを公衆の縦覧に供するものとする。この場合において、その縦覧期間は、その縦覧を開始した日の翌日から起算して14日間とする。 <u>6</u> 市長は、<u>第4項</u>の報告書の提出があったときは、必要な調査を行うことができる。 <u>7</u> 市長は、<u>第4項の報告書</u>に虚偽の記載があると認めたときは、当該開発事業者に対し、当該報告書の訂正を命ずることができる。この場合において、<u>第5項の規定</u>による縦覧期間は、訂正された報告書の写しの縦覧を開始した日の翌日から起算するものとする。 （開発事業に関する意見書の提出） 第21条 市民等は、<u>前条第5項</u>の規定による縦覧期間満了の日の翌日までに、当該開発事業に対する意見書を市長に提出することができる。 2 市長は、前項の意見書が提出されたときは、<u>前条第5項</u>の規定による縦覧期間満了の日の翌日から起算して7日以内に当該意見書の写しを当該開発事業者に送付するものとする。 （承認申請の手續に係る意見書等の内容） 第22条 <u>第20条第3項各号列記以外の部分の</u>意見及び要望並びに前条第1項の意見書は、まちづくりの目標像及び基本方針を踏まえたものでなければならない。 （開発事業の承認申請） 第23条 開発事業者は、次の<u>各号</u>に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、規則で定めるところにより、市長に対し、承認申請を行うことができる。 (1) 第19条の<u>標識設置の</u>日の翌日から起算して14日を経過しており、<u>第20条第3項各号</u>の規定に該当しないとき。	<u>(2) 前項の規定により説明会の開催を求められた場合においては、市長が適正かつ合理的な土地利用を図る観点から、説明会の開催が必要と判断したとき。</u> <u>3</u> 開発事業者は、前項の説明会を開催したときは、速やかに当該説明会の内容（複数回開催したときは、その全ての内容）を記載した報告書を市長に提出しなければならない。 <u>4</u> 市長は、前項の報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに当該報告書の写しを公衆の縦覧に供するものとする。この場合において、その縦覧期間は、その縦覧を開始した日の翌日から起算して14日間とする。 <u>5</u> 市長は、<u>第3項</u>の報告書の提出があったときは、必要な調査を行うことができる。 <u>6</u> 市長は、<u>第3項の報告書</u>に虚偽の記載があると認めたときは、当該開発事業者に対し、当該報告書の訂正を命ずることができる。この場合において、<u>第4項の規定</u>による縦覧期間は、訂正された報告書の写しの縦覧を開始した日の翌日から起算するものとする。 （開発事業に関する意見書の提出） 第21条 市民等は、<u>前条第4項</u>の規定による縦覧期間満了の日の翌日までに、当該開発事業に対する意見書を市長に提出することができる。 2 市長は、前項の意見書が提出されたときは、<u>前条第4項</u>の規定による縦覧期間満了の日の翌日から起算して7日以内に当該意見書の写しを当該開発事業者に送付するものとする。 （承認申請の手續に係る意見書等の内容） 第22条 <u>第20条第2項の規定による説明会の</u>意見及び要望並びに前条第1項の意見書は、まちづくりの目標像及び基本方針を踏まえたものでなければならない。 （開発事業の承認申請） 第23条 開発事業者は、次に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、規則で定めるところにより、市長に対し、承認申請を行うことができる。 (1) 第19条の<u>規定による標識を設置した</u>日の翌日から起算して14日を経過しており、<u>第20条第2項各号</u>の規定に該当しないとき。

改正後	改正前
(2) <u>第20条第3項各号</u>の規定に該当する場合において、<u>同条第5項</u>の規定による縦覧期間満了の日の翌日から起算して7日を経過しているとき。 (開発事業の承認等) 第24条 市長は、承認申請があった場合において、当該申請に係る開発事業が<u>次の各号に掲げる基準のいずれにも</u>適合していると認めるときは、これを承認（以下「事業承認」という。）することができる。 (1) 基本計画に<u>整合</u>していること。<u>ただし、第17条各号に該当する開発事業にあっては、この限りでない。</u> (2) 周辺の生活環境に及ぼす影響を考慮し、必要な措置を講じていること。 (3) 道路、公園その他の公共の用に供する空地が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、当該開発区域内の主要な道路が、当該開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。 ア 当該開発区域の規模、形状及び周辺の状況 イ 当該開発区域内の土地の地形及び地盤の性質 ウ 当該開発事業の用途 <u>エ 予定建築物等の規模及び配置</u> (4) <u>雨水排水施設が、前号アからエまでに掲げる事項を勘案して、開発区域内の</u>雨水を有効に排出するとともに、その排出によって当該開発事業の区域外に^{いつ}洪水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。 (5) 安曇野市景観条例（平成22年安曇野市条例第29号）第18条第1項の規定に基づく行為の着手の制限期間（同条第2項の規定により当該期間が短縮されたときは、<u>短縮後の期間</u>）が満了していること。 (6) <u>開発区域内に次に掲げる区域に係る土地（以下「災害危険区域等」という。）を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合その他規則で定めるやむを得ない場合は、この限りでない。</u> <u>ア 建築基準法第39条第1項の災害危険区域</u>	(2) <u>第20条第2項各号</u>の規定に該当する場合において、<u>同条第4項</u>の規定による縦覧期間満了の日の翌日から起算して7日を経過しているとき。 (開発事業の承認等) 第24条 市長は、承認申請があった場合において、当該申請に係る開発事業が<u>次に掲げる基準に</u>適合していると認めるときは、これを承認（以下「事業承認」という。）することができる。 (1) <u>当該開発事業が</u>基本計画に<u>適合</u>していること。 (2) <u>当該開発事業が</u>周辺の生活環境に及ぼす影響を考慮し、必要な措置を講じていること。 (3) <u>当該開発事業にあっては、</u>道路、公園その他の公共の用に供する空地が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、当該開発区域内の主要な道路が、当該開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。 ア 当該開発区域の規模、形状及び周辺の状況 イ 当該開発区域内の土地の地形及び地盤の性質 ウ 当該開発事業の用途 (4) <u>当該開発事業の区域内には、</u>雨水を有効に排出するとともに、その排出によって当該開発事業の区域外に^{いつ}洪水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。 (5) 安曇野市景観条例（平成22年安曇野市条例第29号）第18条第1項の規定に基づく行為の着手の制限期間（同条第2項の規定により当該期間が短縮されたときは、<u>当該期間</u>）が満了していること。

改正後	改正前
<u>イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域</u> <u>ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域</u> <u>エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域</u> (7) (略) <u>(8) 太陽光発電施設を建築する開発事業においては、当該開発区域が、安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例（令和5年安曇野市条例第3号）第8条第2項各号に掲げる区域を含まない区域であって、次に掲げる事項を勘案していること。</u> ア (略) イ (略) <u>(9) 第47条第1項の規定による事業認定を受けた開発事業のうち、第26条第3項又は第48条第3項の規定による助言又は指導のあったものにおいては、当該助言又は指導の内容を踏まえた措置を講じていること。</u> <u>(10) (略)</u> 2～4 (略) (承認後の事業内容の変更) 第26条 開発事業者は、事業承認証が交付されてから、検査済証が交付されるまでの間に、事業承認に係る開発事業の内容を変更しようとするときは、事業承認を再度受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 2 (略) <u>3 市長は、開発事業者が第47条第1項の規定による事業認定を受けた開発事業を第1項の規定により変更しようとするときは、必要に応じて、安曇野市土地利用審議会の意見を聴き、開発事業者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。</u> <u>4</u> 開発事業者は、第1項ただし書の規定による軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。 (開発事業廃止の届出) 第31条 開発事業者は、事業承認証の交付を受けた後、当該開発事業を廃止したとき	(6) (略) <u>(7) 太陽光発電施設を建築する開発事業においては、次に掲げる事項を勘案していること。</u> ア <u>災害発生の危険性の高い場所でないこと。</u> イ (略) ウ (略) (8) (略) 2～4 (略) (承認後の事業内容の変更) 第26条 開発事業者は、事業承認証が交付されてから、検査済証が交付されるまでの間に、事業承認に係る開発事業の内容を変更しようとするときは、事業承認を再度受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 2 (略) <u>3</u> 開発事業者は、第1項ただし書の規定による軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。 (開発事業廃止の届出) 第31条 開発事業者は、事業承認証の交付を受けた後、当該開発事業を廃止したとき

改正後	改正前
は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。 2 (略) (開発事業完了の届出) 第32条 開発事業者は、事業承認を受けた開発事業を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 (開発事業完了後の検査等) 第33条 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに当該開発事業の検査を行い、事業承認した内容（第26条第4項の規定に基づき事業内容を変更したときは、変更後の内容）と整合しているときは、検査済証を当該開発事業者に交付するものとする。 2～4 (略) (使用収益制限) 第34条 開発事業者は、検査済証を交付された日の後でなければ、開発事業に係る土地又は建築物等の使用又は収益を開始してはならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、開発事業者は、開発事業に係る土地又は建築物等の一部の使用又は収益（以下「一部使用収益」という。）を開始する合理的な理由があるときは、規則で定めるところにより、市長に対し、一部使用収益の承認を申請することができる。この場合において、市長が次条第1項の規定により当該申請を承認したときは、開発事業者は、当該承認を受けた部分の一部使用収益を開始することができる。</u> 3 (略) (一部使用収益の承認等) <u>第34条の2 市長は、前条第2項前段の申請があった場合において、当該申請が一部使用収益を開始する合理的な理由を有し、かつ土地利用上支障がないと認めるときは、これを承認することができる。</u> <u>2 市長は、前条第2項前段の申請があったときは、当該申請の可否についての書面を開発事業者に交付するものとする。</u> <u>3 市長は、前項の規定により、一部使用収益の開始を承認する書面を交付するとき</u>	は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。 2 (略) (開発事業完了の届出) 第32条 開発事業者は、事業承認を受けた開発事業を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 (開発事業完了後の検査等) 第33条 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに当該開発事業の検査を行い、事業承認した内容（第26条第3項の規定に基づき事業内容を変更したときは、変更後の内容）と整合しているときは、検査済証を当該開発事業者に交付するものとする。 2～4 (略) (使用収益制限) 第34条 開発事業者は、検査済証を交付された日の後でなければ、開発事業に係る土地若しくは建築物等の使用又は収益を開始してはならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、開発事業に係る土地又は建築物等の一部の使用又は収益を開始する合理的な理由がある場合において、開発事業者が規則で定めるところにより、その旨を申請し、市長が土地利用上支障がないと認めて承認したときは、当該承認を受けた部分の土地又は建築物等の使用又は収益を開始することができる。</u> 3 (略)

改正後	改正前
<u>は、開発事業者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。</u> (手続の適用除外) 第35条 <u>次に掲げる開発事業については、第18条から前条までの規定は適用しない。</u> (1) <u>基本計画に整合する開発事業のうち、次の要件を全て満たしているもの</u> <u>ア 拠点市街区域又は準拠点市街区域で行うものであること。</u> <u>イ 開発区域内に災害危険区域等を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合その他規則で定めるやむを得ない場合は、この限りでない。</u> <u>ウ 次のいずれかに該当すること。</u> <u>(ア) 敷地面積が500平方メートル以下かつ予定建築物等の高さが10メートル以下のもの</u> <u>(イ) 増築又は解体を伴わずに既存建築物等の用途を変更するものであって、用途の変更に係る面積が500平方メートル以下のもの</u> <u>(2) 第17条第2号に該当する開発事業</u> <u>(3) 第17条第3号に該当する開発事業</u> 2 <u>開発事業者は、前項第1号の開発事業を行うとき又は同項第2号の開発事業のうち規則で定めるものを行うときは、当該開発事業に着手する前に、当該開発事業の概要を市長に届け出なければならない。</u> 3 <u>開発事業者は、第1項第3号の開発事業を行うときは、当該開発事業に着手した後、遅滞なく当該開発事業の概要を市長に届け出なければならない。</u> 4 (略) (報告及び立入調査) 第37条 <u>市長は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる行為を行うことができる。</u> (1) <u>開発事業者又は工事施工者から開発事業その他の行為の状況について報告又は</u>	(手続の適用除外) 第35条 <u>第17条第1項ただし書の規定による非常災害のため必要な応急措置として行う開発事業又は同条第2項第3号の規定による開発事業については、第18条から前条までの規定は適用しない。</u> 2 <u>開発事業者は、非常災害のため必要な応急措置として開発事業を行った場合には、当該開発事業に着手した後、遅滞なく当該開発事業の概要を市長に届け出なければならない。</u> 3 <u>開発事業者は、第17条第2項第3号の規定による開発事業のうち規則で定めるものを行う場合においては、当該開発事業に着手する前に、当該開発事業の概要を市長に届け出なければならない。</u> 4 (略) (報告及び立入調査) 第37条 <u>市長は、この条例の施行に必要な限度において、開発事業者若しくは工事施工者から開発事業その他の行為の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に工事区域に立ち入らせ、当該工事その他の行為の状況を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</u>

改正後	改正前
<u>資料の提出を求めること。</u> (2) <u>工事区域に立ち入り、当該工事その他の行為の状況を調査し、又は関係者に質問すること。</u> (3) <u>必要な勧告又は助言をすること。</u> 2～4 (略) 第37条の2 <u>市長は、事業承認を受けた開発事業のうち、完了の予定期日を経過しているものについては、事業承認を受けた者、設計者その他の関係者から当該開発事業に係る工事の進捗状況、続行の意思の有無その他必要な事項の報告を求めることができる。</u> 2 <u>市長は、事業承認を受けた開発事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該開発事業の事業承認を取り消すことができる。</u> (1) <u>当該事業承認を受けた者が開発事業の廃止の意思を有しながら、第31条第1項に規定する届出をしない場合</u> (2) <u>当該事業承認を受けた者が承認申請において明示した開発事業の完了の予定期日から10年を経過してなお当該開発事業に係る工事に着手せず、かつ、当該事業承認を受けた者が当該開発事業に係る工事を完了させる意思又は能力を欠いていると認められる場合</u> (3) <u>開発区域内の地権者の権利保護の必要性が認められ、かつ、当該事業承認を受けた者に特段の保護すべき利益が認められない場合</u> (特定開発事業を行うための必要な要件) 第38条 まちづくりの目標像及び基本方針に反しないもので、基本計画の開発事業の基準に定めのない開発事業（以下「特定開発事業」という。）を行おうとする者は、第18条第2項の規定による開発事業の案の提出前に、<u>当該特定開発事業について第45条の規定により市長に申請（以下「認定申請」という。）し、認定を受けなければならない。</u> (特定開発事業の事前協議) 第39条 <u>認定申請</u>を行おうとする開発事業者は、次条第1項の規定による素案の提出前に、農業振興地域の整備に関する法律、農地法その他の法令による土地利用の規制の状況その他関連する事項について、市長等と協議しなければならない。	2～4 (略) (特定開発事業を行うための必要な要件) 第38条 まちづくりの目標像及び基本方針に反しないもので、基本計画の開発事業の基準に定めのない開発事業（以下「特定開発事業」という。）を行おうとする者は、第18条第2項の規定による開発事業の案の提出前に、<u>市長の</u>認定を受けなければならない。 (特定開発事業の事前協議) 第39条 <u>前条の規定による申請（以下「認定申請」という。）</u>を行おうとする開発事業者は、次条第1項の規定による素案の提出前に、農業振興地域の整備に関する法律、農地法その他の法令による土地利用の規制の状況その他関連する事項について、市長

改正後	改正前
2 (略) (特定開発事業の素案の提出) 第40条 開発事業者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定開発事業の素案を市長に提出しなければならない。 2～5 (略) 6 <u>開発事業者は、認定申請の前に第1項の素案を取り下げるときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。</u> 7 <u>開発事業者が第1項の素案を提出した日から起算して1年を経過する日までに認定申請をしなかったときは、前項の規定による届出があったものとみなす。ただし、期間内に認定申請できないことについてやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。</u> (特定開発事業の素案の説明等) 第41条 認定申請を行おうとする開発事業者は、前条第2項の規定による縦覧期間満了後、規則で定めるところにより、説明会を開催し、当該特定開発事業に係る正確な情報を提供し、市民等の意見及び要望を聴かなければならない。ただし、次に掲げる特定開発事業は、この限りでない。 (1) 宅地分譲を伴わずに専用住宅を建築する特定開発事業 (2) (略) 2 (略) 3 市長は、前項の規定により説明会の開催を求められたときは、その旨を開発事業者へ通知するものとし、当該通知を受けた開発事業者は、<u>当該通知を受けた日から原則として14日を経過した日以後に、規則で定めるところにより、</u>説明会を開催しなければならない。 4～7 (略) (特定開発事業の認定申請等) 第45条 開発事業者は、次に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、規則で定めるところにより、市長に対し、認定申請を行うことができる。 (1)～(3) (略)	等と協議しなければならない。 2 (略) (特定開発事業の素案の提出) 第40条 開発事業者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定開発事業の素案を市長に提出しなければならない。 2～5 (略) (特定開発事業の素案の説明等) 第41条 認定申請を行おうとする開発事業者は、前条第2項の規定による縦覧期間満了後、規則で定めるところにより、説明会を開催し、当該特定開発事業に係る正確な情報を提供し、市民等の意見及び要望を聴かなければならない。ただし、次に掲げる特定開発事業は、この限りでない。 (1) 宅地分譲を伴わずに戸建住宅を建築する特定開発事業 (2) (略) 2 (略) 3 市長は、前項の規定により説明会の開催を求められたときは、その旨を開発事業者へ通知するものとし、当該通知を受けた開発事業者は、<u>速やかに</u>説明会を開催しなければならない。 4～7 (略) (特定開発事業の認定申請等) 第45条 開発事業者は、次に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、規則で定めるところにより、市長に対し、認定申請を行うことができる。 (1)～(3) (略)

改正後	改正前
2～4 （略） （特定開発事業の認定等） 第47条 市長は、第45条第3項の規定による縦覧期間が満了した日の翌日から起算して7日を経過した日の翌日以後、遅滞なく当該特定開発事業の審査を行い、当該特定開発事業がまちづくりの目標像及び基本方針に反しないもので、かつ、市長が別に定める特定開発事業の認定に関する指針等に照らして、適正な開発事業であると判断するものであって、認定申請の手續に係る意見書等の各内容に配慮していると認めるときは、これを基本計画に整合する開発事業として認定（以下「事業認定」という。）することができる。 2 市長は、前項の判断をするときは、あらかじめ、安曇野市土地利用審議会に当該特定開発事業の要旨を提出して、その意見を聴かなければならない。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u> （1） 宅地分譲を行わずに<u>専用住宅</u>を建築する特定開発事業で、あらかじめ<u>安曇野市土地利用審議会</u>の同意を得て指定したもの （2） 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設置する空中線系（その支持物を含む。）又は中継施設を建築する特定開発事業で、あらかじめ<u>安曇野市土地利用審議会</u>の同意を得て指定したもの <u>（3） 増築又は解体を伴わずに既存建築物の用途を変更する特定開発事業で、あらかじめ安曇野市土地利用審議会の同意を得て指定したもの</u> 3・4 （略） （特定開発事業の認定等） 第48条 市長は、第45条第1項又は第2項の申請があったときは、当該申請の可否についての書面を開発事業者に交付するものとする。 2 （略） 3 市長は、第1項の規定により、事業認定をした書面（以下「事業認定証」という。）を交付するときは、開発事業者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。 第50条の2 市長は、<u>第20条第5項</u>、第40条第2項、第41条第5項、第43条第2項及び第45条第3項の規定による縦覧をする際は、縦覧をする書類に記載されている者の権	2～4 （略） （特定開発事業の認定等） 第47条 市長は、第45条第3項の規定による縦覧期間が満了した日の翌日から起算して7日を経過した日の翌日以後、遅滞なく当該特定開発事業の審査を行い、当該特定開発事業がまちづくりの目標像及び基本方針に反しないもので、かつ、市長が別に定める特定開発事業の認定に関する指針等に照らして、適正な開発事業であると判断するものであって、認定申請の手續に係る意見書等の各内容に配慮していると認めるときは、これを基本計画に整合する開発事業として認定（以下「事業認定」という。）することができる。 2 市長は、前項の判断をするときは、あらかじめ、安曇野市土地利用審議会に当該特定開発事業の要旨を提出して、その意見を聴かなければならない。ただし、<u>次に掲げる</u>いずれかに該当するときは、この限りでない。 （1） 宅地分譲を行わずに<u>戸建住宅</u>を建築する特定開発事業で、あらかじめ<u>安曇野市土地利用審議会</u>で同意を得て指定したもの （2） 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設置する空中線系（その支持物を含む。）又は中継施設を建築する特定開発事業で、あらかじめ<u>安曇野市土地利用審議会</u>で同意を得て指定したもの 3・4 （略） （特定開発事業の認定等） 第48条 市長は、第45条第1項又は第2項の申請があったときは、当該申請の可否についての書面を開発事業者に交付するものとする。 2 （略） 3 市長は、第1項の規定により、事業認定をした書面（以下「事業認定証」という。）を交付するときは、開発事業者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。 第50条の2 市長は、<u>第20条第4項</u>、第40条第2項、第41条第5項、第43条第2項及び第45条第3項の規定による縦覧をする際は、縦覧をする書類に記載されている者の権

改正後	改正前
利又は市の条例上保護される利益について十分に配慮しなければならない。 2 (略) 第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1) <u>第20条第7項前段</u>の規定による命令に違反した者 (2) (略) (3) <u>第26条第4項</u>の規定による届出を怠った者 (4)～(9) (略)	利又は市の条例上保護される利益について十分に配慮しなければならない。 2 (略) 第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1) <u>第20条第6項前段</u>の規定による命令に違反した者 (2) (略) (3) <u>第26条第3項</u>の規定による届出を怠った者 (4)～(9) (略)

議案第103号 安曇野市都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の強化・緩和に関する条例

条例の新規制定のため新旧対照表なし

議案第104号 安曇野市郷土資料館条例の一部を改正する条例

○ 安曇野市郷土資料館条例（平成18年安曇野市条例第29号）

改正後	改正前				
<u>安曇野市穂高郷土資料館条例</u> （趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>安曇野市穂高郷土資料館</u>（以下「郷土資料館」という。）の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>（位置）</u> 第2条 <u>郷土資料館の位置は、安曇野市穂高有明7327番地72とする。</u> （開館時間等） 第5条 郷土資料館の開館時間は、<u>午前9時</u>から午後5時までとする。 2 郷土資料館の休館日は、次のとおりとする。 （1）月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する<u>休日（次号において「休日」という。）に当たるときを除く。</u>） （2）<u>休日</u>の翌日（その日が<u>日曜日、土曜日又は休日に当たるときを除く。</u>） （3）（略） 3 （略） <u>（利用等の許可）</u> 第6条 <u>郷土資料館の施設を利用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</u> <u>2 郷土資料館に保管又は展示されている収蔵資料を、学術研究その他の教育目的のために模写、模造、撮影若しくは原版利用（以下「特別利用」という。）又は借用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</u> <u>3 教育委員会は、前2項の許可をするときは、必要な条件を付することができる。</u> <u>（利用等</u>の制限）	<u>安曇野市郷土資料館条例</u> （趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>安曇野市郷土資料館</u>（以下「郷土資料館」という。）の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>（名称及び位置）</u> 第2条 <u>郷土資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</u> <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>安曇野市穂高郷土資料館</td><td>安曇野市穂高有明7327番地72</td></tr></table> （開館時間等） 第5条 郷土資料館の開館時間は、<u>午前8時30分</u>から午後5時までとする。 2 郷土資料館の休館日は、次のとおりとする。 （1）月曜日（<u>その前日又は</u>その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する<u>国民の祝日（以下「祝日」という。）の場合は、火曜日</u>） （2）<u>祝日</u>の翌日（その日が<u>月曜日の場合は</u>除く。） （3）（略） 3 （略） <u>（使用</u>の制限）	名称	位置	安曇野市穂高郷土資料館	安曇野市穂高有明7327番地72
名称	位置				
安曇野市穂高郷土資料館	安曇野市穂高有明7327番地72				

改正後	改正前
第7条 教育委員会は、<u>前条の許可を受けたもの（第3号において「利用者」という。）</u>が、次の各号のいずれかに該当すると<u>認めるときは、当該許可を取り消す</u>ことができる。 (1) <u>郷土資料館の施設、設備、備品又は収蔵資料（以下「施設等」という。）</u>を損傷するおそれがあるとき。 (2) (略) (3) 他の<u>利用者の利用</u>に支障をきたすおそれがあるとき。 <u>(4) 前条第3項の規定により付した条件に違反したとき。</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> 2 教育委員会は、前項の規定により<u>利用、特別利用又は借用の許可を取り消された</u>場合に生じた<u>損害</u>については、補償しないものとする。 (使用料) 第8条 郷土資料館の施設<u>を利用</u>しようとする<u>もの</u>は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) 第9条 市長は、公益その他特に必要があると認めるときは、使用料<u>の全部又は一部</u>を減免することができる。 (損害賠償) 第11条 故意又は過失により郷土資料館の施設等その他の物件を損傷し、又は滅失した<u>もの</u>は、その損害を賠償しなければならない。	第6条 教育委員会は、<u>郷土資料館の施設、設備、備品又は郷土歴史資料（以下「施設等」という。）</u>を使用する者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると<u>認めるきは、郷土資料館の施設等の使用を禁止し、又は入館を制限する</u>ことができる。 (1) <u>施設等</u>を損傷するおそれがあるとき。 (2) (略) (3) 他の<u>使用者の使用</u>に支障をきたすおそれがあるとき。 <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> 2 教育委員会は、前項の規定により<u>って使用を禁止され、又は入館を制限された</u>場合に生じた<u>使用者の損失</u>については、補償しないものとする。 <u>(特別使用)</u> 第7条 郷土資料館に保管又は展示されている郷土歴史資料について、<u>学術研究その他の教育目的のため、模写、模造、撮影又は原版を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更又は取消しをしようとするときも、同様とする。</u> (使用料) 第8条 郷土資料館の施設<u>を使用</u>しようとする<u>者</u>は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) 第9条 市長は、公益その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。 (損害賠償) 第11条 故意又は過失により郷土資料館の施設等その他の物件を損傷し、又は滅失した<u>者</u>は、その損害を賠償しなければならない。

改正後	改正前
(委任) 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>別に</u> 定める。	(委任) 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会が</u> 定める。

議案第105号 児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

第1条改正 安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第36号）

改正後	改正前				
(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期的健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 <u>家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u> <table><tr><td><u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td></tr><tr><td><u>乳幼児に対する健康診査</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期的健康診断又は臨時の健康診断</u></td></tr></table> 3・4 （略） (職員) 第23条 （略） 2 家庭的保育者は、教育委員会が行う研修（教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士<u>若しくは長野県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）</u>又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると教育委員会が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) （略） 3 （略）	<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期的健康診断又は臨時の健康診断</u>	(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期的健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 <u>家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合において、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u> 3・4 （略） (職員) 第23条 （略） 2 家庭的保育者は、教育委員会が行う研修（教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると教育委員会が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) （略） 3 （略）
<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期的健康診断又は臨時の健康診断</u>				

第 2 条 改正 安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第37号）

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第 3 条 改正 安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年安曇野市条例第18号）

改正後	改正前
(職員) 第11条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士<u>又は長野県の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4・5 (略) (虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用児童に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(職員) 第11条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4・5 (略) (虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

議案第106号 安曇野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

条例の新規制定のため新旧対照表なし

議案第107号 安曇野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

条例の新規制定のため新旧対照表なし